

○総務省訓令第16号

令和8年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

令和8年3月27日

総務大臣 林 芳正

令和8年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（令和5年総務省訓令第16号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が令和8年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

(1) 基本計画第6章第2節第2項(1)に規定する総務省の主要な政策（以下「主要な政策」という。）のうち次に掲げるものについては、実績評価方式、総合評価方式その他政策の特性に応じた評価方式により、効果発現経路を整理したロジックモデルを活用して評価を実施する。

- ・行政評価等による行政制度・運営の改善
- ・情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・情報通信技術高度利活用の推進

(2) 主要な政策のうち次に掲げるものについては、当該政策の下の事業に係る行政事業レビューシート（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビューの取組において作成されるものをいう。）を評価書として代替する。

- ・選挙制度等の適切な運用
- ・郵政行政の推進
- ・一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ・恩給行政の推進

(3) 主要な政策のうち次に掲げるものについては、当該政策に関する審議を行う審議会等の審議資料、答申等であって当該政策に関する評価の内容が記載されたものを評価書として代替する。

- ・地域振興（地域力創造）

- ・分権型社会を担う地方税制度の構築
 - ・情報通信技術利用環境の整備
- (4) 基本計画第6章第2節第2項(2)①に規定する政策(以下「事後検証政策」という。)のうち次に掲げる研究開発に係るものについては、事業評価方式により評価を実施する。
- ・周波数資源の有効活用に向けた高精度時刻同期基盤の研究開発
 - ・安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発
 - ・テラヘルツ波による超大容量無線LAN伝送技術の研究開発
 - ・グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発
 - ・空間伝送型ワイヤレス電力伝送の干渉抑制・高度化技術に関する研究開発
- (5) 事後検証政策のうち次に掲げる規制に係るものについては、事業評価方式により評価を実施する。
- ・認定基幹放送事業者等の外資規制への適合状況の確認に係る資料の提出に関する制度の整備
 - ・一般信書便事業の許可基準等の見直し(配達頻度や送達日数等の見直し)
 - ・高速度データ伝送電気通信役務の提供確保に関する制度の整備
 - ・第一種指定電気通信設備制度における加入者回線の設置割合を算定する区域等の見直し
 - ・第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設
 - ・安心・安全で信頼できる電気通信サービス・ネットワークの確保に向けた制度整備
 - ・畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し
- (6) 事後検証政策のうち基本計画第5章第2節第2項(2)に規定する租税特別措置等に係るものについては、事業評価方式により評価を実施する。

2 評価の手続等

- ① 政策の所管部局等は、この計画に基づき、大臣官房政策評価広報課長が政策の特性に応じて別に定める方法により評価書の案(以下「評価書案」という。)を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。政策の所管部局等は、評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。
- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づき審査を行い、評価書を決定し、公表するものとする。
- ③ 大臣官房政策評価広報課は、政策の特性に応じた機動的かつ柔軟な政策評価を早期に定着させるため、政策の特性に見合った政策評価の方法等について、政策の所管部局等の協力を得ながら検討を行うものとする。また、政策の所管部局等が政策評価の試行的な取組を実施する場合は、支援及び助言を行うものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。